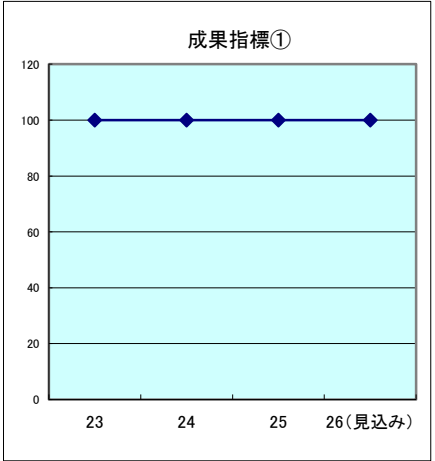
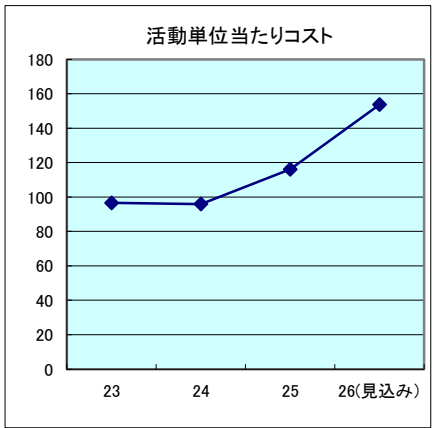


事務事業名			医療費のお知らせ事業		予算科目	会計	2	国民健康保険特別会計	
						款	8	保健事業費	
						項	2	保健事業費	
						目	1	保健衛生普及費	
総合基本計画	まちづくりの目標(章)	2	健康で生き生きと暮らせるやさしいまち		事業	3	医療費通知		
	施策(節)	1	保健・医療						
	施策の方向	(5)	医療保険制度の充実		作成部署	保健福祉部保険健康室保険年金課			
関連する計画等					(連絡先)	072 - 958 - 1111 内線			
事業の概要(目的・内容)			被保険者に医療費、診療日数及び受診医療機関の名称を年6回通知することにより、健康管理を心がけていただくとともに、適正な保険診療を受けていただく契機とすることや診療報酬の不正請求の抑制効果による医療費適正化を目的とする。ジェネリック差額通知については、被保険者の方に処方された先発医薬品を、ジェネリック医薬品に変更した場合に薬の自己負担額がどのくらい軽減できるかを試算したお知らせを送付し、医療費の自己負担を軽減するとともに、医療費の適正化を図ることを目的とする。						
根拠法令等									
事業期間			☒ 10年以上 ☐ 5年以上10年未満 ☐ 5年未満（平成 年度開始）						
事業開始時からの状況変化			医療費通知の回数や内容の充実を図ってきた。平成24年度からはジェネリック差額通知を開始した。						
実施手法			☐ 直営 ☐ 一部委託 ☒ 全部委託 ☐ 補助金・助成金 ☐ その他()						
委託先			☐ 市外郭団体委託 名称()				委託内容		通知の作成
			☒ 民間委託 ☒ その他						

区 分		23年度	24年度	25年度	26年度
		(実績)	(実績)	(実績)	(見込み)
事業費【1】 (千円)		6,871	6,973	8,837	12,363
人件費【2】 (千円)		2,160	2,070	2,070	2,087
職員数	正規職員	0.30 人	0.30 人	0.30 人	0.30 人
	再任用職員	人	人	人	人
	嘱託職員	人	人	人	人
	臨時職員	人	人	人	人
超過勤務(参考) (時間)		時間	時間	時間	時間
総事業費【(1)+(2)】【A】 (千円)		9,031	9,043	10,907	14,450
財源内訳	国庫支出金 (千円)				
	府支出金 (千円)				
	市債 (千円)				
	その他 (使用料・手数料等) (千円)				
	一般財源【B】 (千円)	9,031	9,043	10,907	14,450
活動指標【C】		23年度	24年度	25年度	26年度
(事業の活動実績) 単位					(見込み)
① 医療費通知発送件数	件	93,526	94,241	93,951	94,000
② ジェネリック差額通知発送件数	件	－	918	2,791	3,000
活動単位当たりコスト (【A】÷【C】①)		97 円	96 円	116 円	154 円
活動単位当たり一般財源額 (【B】÷【C】①)		97 円	96 円	116 円	154 円
市民1人当たりコスト (【A】÷人口)		77 円	77 円	94 円	125 円
一般財源【B】の推移(前年度比)			0.1 %	20.6 %	32.5 %
※前年度比5%以上変動している 要因(該当する場合のみ✓) ※該当項目すべてに✓		☐ 1. 制度改正・事業の見直しなど ☒ 2. 左記			
		☐ 3. 物価・賃金水準などの変動 ☐ 4. 国庫			
		☒ 5. その他(平成24年度から医療費通知に加えジェネリ			



成果指標 (事業の達成度)	指標名		単位	平成23年度		平成24年度	平成25年度		平成26年度
	①	送付すべき医療費通知の送付割合	%	目標	100	100	100	達成率(%)	100
				実績	100	100	100	100.0%	
	②	後発品普及率	%	目標	－	60	60	達成率(%)	60
				実績	－	39.00	41.01	68.4%	
	(式又は説明)								
(式又は説明)									

市の関与の必要性	市の関与が必要な理由									評価
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	必要性
	法令上の義務	受益者が不特定多数	最低限の生活水準を確保	市民の不安を解消	社会的経済的弱者を対象	民間だけでは負担しきれない	民間だけでは供給不足	市の特色等を市内外へ発信	第三者にも受益がある	有
								○		

分析・評価	視点	分析のためのチェック点	はい	いいえ	該当なし	分析・評価の説明
	妥当性	市民ニーズが高い（事業の拡充・継続の要望がある、又、活動指標が増加傾向にあるなど）	☒	☐	☐	医療費通知、ジェネリック通知は厚生労働省の通知により実施している。実施していることが国、府ともに特別調整交付金のプラスポイントになり、実施内容により配点が変わる。
		市民ニーズと比較してサービスの対象範囲や水準が適切か	☒	☐	☐	
		他市の水準と比較しても、対象範囲や水準を見直す必要がない	☒	☐	☐	
		事業を縮小、又は廃止・休止した場合の影響度が大きい	☒	☐	☐	
	効率性	活動単位あたりコストが適切である（経年比較など）	☒	☐	☐	コストでは医療費通知は大阪府国民健康保険団体連合会に委託により低コストで行っている。ジェネリック差額通知についても民間に委託している。そのため人員を削減する余地はない。
		使用料・手数料等の受益者負担の割合は適当である	☒	☐	☐	
		人員を削減する余地がない	☒	☐	☐	
		事業費を削減する余地がない	☒	☐	☐	
		国・府の事業や市の他事業と重複していない	☒	☐	☐	
		市の他事業との統合や、事業の簡略化の余地がない	☒	☐	☐	
		民間活力（民間委託、NPO・ボランティアなど）の活用について検討の余地がない（すでに活用しており、拡大の余地はないを含む）	☒	☐	☐	
	協働性	事業の企画や実施にあたり、市民の意見を反映しているか、又、参加、協力が得られているか	☐	☐	☒	
	有効性	成果指標の実績値は目標値以上である	☒	☐	☐	送付すべき通知は全件送付している。
	達成度	成果指標は前年度より向上している	☒	☐	☐	送付すべき通知は全件送付している。

担当部局評価	総合評価	
	☒ 継続 ☐ 改善 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 （概ね現行どおり継続して実施） （実施方法の改善を検討する） （事業規模の縮小を検討する） （廃止・休止を検討する）	
	今後に向けて（取組方針・具体的な改善改革案など） 医療費通知は被保険者自身が医療費について把握し、自身で適正な保険診療を受けていただく契機とするという事からも必要である。また、診療報酬の不正請求の抑制効果もあり医療費適正化に有効であり継続実施が望ましい。ジェネリック差額通知については、平成24年度から開始したばかりであるが被保険者の薬の自己負担を軽減するとともに、医療費の適正化を図るために今後も発送回数などを改善し実施していく。	
行革本部評価	総合評価	
	☒ 継続 ☐ 改善 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止	医療費のお知らせ通知は、診療報酬の不正請求の抑制効果もあるため、引き続き適切な費用で実施すること。平成24年度から開始したジェネリック医薬品利用差額通知については、通知による削減効果を十分検証すること。